

計画書体系

・P1

- I 処理の基本方針
- II 計画区域
- III 計画期間

・P2～P5

IV 一般廃棄物の排出の状況（排出量と処理量の見込み）

- (1) 生活系一般廃棄物、(2) 分別収集、(3) プラスチック製容器包装、(4) 使用済小型家電、(5) し尿等、(6) 事業系一般廃棄物

・P6～P11

V 一般廃棄物処理実施計画

生活系一般廃棄物

- 1 可燃物、2 分別収集、3 プラスチック製容器包装、4 使用済小型家電、5 不燃物、6 粗大ごみ、7 不燃ごみ（陶磁器・がれき類）、8 特別ごみ（乾電池・蛍光灯・水銀式体温計）、9 特定ごみ及び処理困難物、10 し尿、11 し尿浄化槽汚泥等

事業系一般廃棄物

火災廃棄物

交通事故死による動物の処理

・P12

VI 一般廃棄物の排出抑制に関する方策

VII 町内一斉清掃

・P13～P14

VIII 生活排水処理実施計画

別紙1 生活系一般廃棄物等収集日程、御嵩町指定ごみ袋

別紙2 一般廃棄物処理業者一覧表、分別収集、リサイクルステーションの集積場所と回収容器保管場所

別紙3 し尿汲み取り日程表

参考 一部抜粋

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

●御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第3項

(一般廃棄物処理計画)

第4条 一般廃棄物処理計画は、廃掃法第6条第1項の規定により、町長が定めるものとする。

2 前項の処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に定める処理基本計画及び処理実施計画とする。

3 町長は、処理基本計画又は処理実施計画を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更したときも同様とする。